

令和2年3月3日 生活環境委員会 議事録
13時20分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 北地 範久

副委員長 日域 究

委員 細川 雅子、藤川 和弘、中川 智之、賀屋 幸治、和田 芳弘

○欠席委員 (1人)

委員 原田 孝徳

○北地委員長 それでは、定足数に達していますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思ひます。

市長。

○入山市長 生活環境委員会開催ありがとうございます。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○北地委員長 きょうは原田委員のほうから欠席届が出ておりますので、まず報告いたしております。

それと、執行部の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策ということで、答弁のほうは関係部局による説明ということで、説明員の皆様は集まっております。部局ごとに交代をするということで進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。交代の時間をしっかりとっていききたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入る前に委員と執行部の皆さんにお願ひを申し上げます。委員会の質疑につきまして、会議規則第56条の規定では、3回となっておりますので、御協力のほうよろしくお願ひいたします。再質問の必要がないように、簡明なる御答弁のほうを執行部もよろしくお願ひ申し上げます。

答弁される場合は委員長が指名をいたします。職名等の指名がなかった場合は、課名と職名を名乗ってから答弁されるようにお願ひいたします。また、発言をされる際にはマイクのスイッチを入れてなるべくマイクに近づけて発言されるようにお願ひいたします。

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第26号大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、提案説明ございましたけど、補足説明ございましたら。

局長。

○高津上下水道局長 補足説明はありませんので、よろしくお願ひいたします。

○北地委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑のほうよろしくお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしということでございます。

以上で質疑を終結いたします。
続きまして、討論に入ります。
本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしということでございます。

以上で討論を終結いたします。
それでは、これより本件を採決いたします。
本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、日程第2、議案第35号令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

こちら補足説明のほうはいかがでしょう。
局長。

○高津上下水道局長 本件につきましても補足説明はございませんので、よろしくお願いたします。

○北地委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑をお願いいたします。
賀屋委員。

○賀屋委員 配水設備改良費の工事請負費ですけど、これは説明では岩国大竹道路の関係での移設工事というふうに聞きましたけども、具体的に場所とですね、期間、いつ発注していつが竣工、工期はいつまでなのかというのを確認したいんですが。

○北地委員長 課長。

○中司上下水道局工務課長 まず場所ですけども、旧小方小学校の前から小方1丁目19番地内のあたりにかけて、国交省のほうがつけかえ市道を整備するんですけど、そこへ既設の市道内にある上水道管、工業用水道管を移設して機能回復を図るものです。

契約ですけども、令和元年12月に契約締結しておりまして、本年8月末までを工事期間として予定しております。

以上です。

○北地委員長 よろしいですか。

賀屋委員。

○賀屋委員 済みません、今、上水道管も一緒にということだったと思うんですが、上水のほうも出てるんですかね、同じように。補正予算。出てないんですか。工水だけ補正予算が必要だったというのはどういう理由ですか。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 これ、先ほど申し上げましたとおり令和元年12月に工事を発注しているのですが、工事の受注後の、現地の試掘調査等の結果、管の埋設箇所が岩盤でか

たいということが判明しました。また、今回の工事においてはですね、断水して工事を行うことができないということで、既設工業用水道管を断水することなく施工ができるよう、特殊な分岐工法による計画をしておるわけなんです。この特殊分岐工法で施工を行う予定箇所での他の支障埋設物や、埋設の深さ等も、試掘調査結果を踏まえ、精査をした結果、特殊分岐工法を行うための材料等について変更が必要となる見込みとなったことから、使用材料等の設計変更による工事費の増額を見込んでおります。

また、上水道については、今の予算内でどうにか変更ができると考えております。

以上です。

○北地委員長 ありがとうございます。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、説明員の交代がありますので、しばらく時間をいただきます。

〔説明員交替〕

○北地委員長 それでは、日程第3、議案第17号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、提案理由の説明ございましたけども、補足説明いかがでしょうか。部長。

○三原市民生活部長 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○北地委員長 それでは、質疑のほうよろしくお願いいたします。

藤川委員。

○藤川委員 済みません、生活環境委員協議会のほうでも防犯対策のほうをお願いしたと思うんですが、考えてみるとですね、やっぱり学校内っていうのは怖いので、仕切り等ですね、工事とかでよく立てるやつ、名前がわからないんですけど、学校側と利用する側の塀というか、フェンスを検討していただければと思うんですが、いかがでしょうか、お願いします。

○北地委員長 佐伯主幹。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 フェンスは体育館の中ですかね、それとも学校の敷地のどちらでしょうか。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 駐車場の外側に。

○北地委員長 佐伯主幹。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 駐車場の外、グラウンドにというところですね。現在上げている予算の中では、そのフェンスをするという予算がありません。私どもで予定しているのは、体育館前の駐車場からグラウンドのほうに入らないような注意喚起をするための立て看板を、そんなに大きいものではないんですけども、関係者以外の方は入らないでくださいという文言をつけたものを一応つくる予定にはしております。

あと、職員が体育館の入り口付近に受付を設けますので、その位置からガラス扉を通じて門の出入りが恐らく見えると思われるので、なるべく職員のほうが目視で、来客の方等の動向については注意するようというのは、徹底したいとは考えております。

以上です。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。やっぱり小学校の敷地内なので、防犯対策には後で後悔のないように、しっかり、たった5カ月ですけどやっていただきたいと思います。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はありませんか。

中川委員。

○中川委員 現在、支所に職員の方が臨時職員も含めていらっしゃると思うんですが、移動した場合、また、戻った場合に、職員体制の変更があるのかどうか、お聞きしたいのでお願いします。

○北地委員長 佐伯主幹。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 次年度のことなのでまだ正式には確定しては不是ですが、現在、大竹支所のほうに正職員が2名、臨時職員が2名おりまして、4月以降も同じ体制でいくことを考えております。8月末に体育館のほうに移動するときもその人数のまま。そしてその後、新支所に戻るときもそのままの体制とするように考えております。

以上です。

○中川委員 ありがとうございます。

○北地委員長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第21号大竹市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

補足説明のほうはいかがでしょう。

部長。

○三原市民生活部長 補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○北地委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんでしょうか。

日域副委員長。

○日域委員 これ、手数料ですけどね、300円の自治体がありますよね。何で違うのかなと思うんですけど、たしか広島市は300円だと思うんですが。

それと、除票っていうのはもともとあるものでしょ。除票って高かったですよね、違いましたかね。手数料に、何か統一的なルールがあるのかどうか聞いてみたいと思います。

○北地委員長 佐伯主幹。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 委員が今おっしゃられたとおり、広島市とかですね、その他、多くの市で300円とか350円というふうに住民票の発行手数料を設定しているところはあります。大竹市はもう何十年も200円のままで、住民票につきましては、国のほうで統一した基準を出しておりません。なので、各市町によって、手数料を適正だと思われる額で設定しています。統一的なおっしゃられた、戸籍のほうはですね、国のほうで標準というのをを出しておりまして、昔は国で、法で決まっていたんですが、それは450円ということで全国统一です。ただ、住民票、印鑑証明等につきましては、市町によって値段は違うことがあります。除票も昔からあるものです。住民票と同じ手数料で今までも出しております。

以上です。

○北地委員長 よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第28号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてを議題といたします。

補足説明のほうはいかがでしょう。

部長。

○三原市民生活部長 補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○北地委員長 それでは、質疑を求めます。

賀屋委員。

○賀屋委員 以前にもどなたかが聞かれたかと思うんですけども、指定期間が3年ですよ、次の松ヶ原集会所なんかは5年となっているんですが、ここも5年ではいけないんでしょうか。3年の理由というのは、3年であったり5年であったりということがよくわからないんですが。

○北地委員長 部長。

○三原市民生活部長 指定管理者につきましては、いろいろな状況を見ながらですね、こちらで条例に制定をしていくわけなんですけれども、コミュニティサロンの場合はですね、以前というか、一番最初公募でお願いをしたところです。3年以内ということで、3年であったり2年であったりという、といった時期もございました。3館ありますし、全てにおいて自治会にお願いしているわけでもないということもありますし、5年だと少し先が見えないというお声もございますので、この辺はもう3年で今やっているところでございます。

松ヶ原集会所のほうなんです、こちらは別の議案ですね、今、議案第28号ですよ。

○北地委員長 議案第28号です。

○三原市民生活部長 はい、ということになっております。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ちょっと関連して松ヶ原集会所の話が出ましたけども、松ヶ原集会所は5年ということなんで、コミュニティサロンも5年でもいいような気がするんですけども、3年の理由が、今、明確ではないと思うんですが、これを5年に変えるという、そういう考えはないんでしょうか。

○北地委員長 部長。

○三原市民生活部長 現在のところは3年で続けていきたいと考えております。

1つはですね、法人が安定的に運営をできるということで長いほうがいいということもあるんですが、お願いをしている法人、大竹市シルバー人材センターなので、長いことお願いをしたからといってですね、安定的に運営できるかということ、法人が受けている補助

金であるとか、運営の仕方であるとかについても変わってまいりますので、長くしたほうが適当というか、うまく回るとは考えておりませんので、この3年のまま続けていきたいと考えております。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

藤川委員。

○藤川委員 受付の方は1人だと思うんですね。昼間は訪れる方が多いので、にぎやかとは思いますが、夜暗くなってから受付1人だと。ある受付をされている女性から聞いたんですが、酔った方が来て怖かったと。対応に困ったと、そういう話が1件ですが聞いたことがあります。指定管理者からですね、そういう、例えば夜を2人にしてほしいだとか、そういう要望があったかどうかと。

それと、夜間や、例えば、酔った方だとか、困るような方が来たときの対応について、防犯マニュアルみたいなのはあるんでしょうか。お願いします。

○北地委員長 外谷課長。お願いします。

○外谷自治振興課長 一応ですね、一部の指定管理者から夜になったら利用者が少なくて、管理人を女性がしてることもあって、防犯上不安があるというので、そういったときに2人にしてもいいかという、相談は受けたことはございます。一応指定管理料につきましては、予算額を決めていて、協定を結んで、運用していただいてまして、2人もし配置するというのであればその指定管理料の中で御検討いただけますかという形で一旦は返答をさせていただいています。

防犯上のマニュアルということなんですけど、特にこちらのほうから、お示ししているものがなくて、一応施設の設置管理条例上はですね、利用の制限等で、公序良俗を乱す場合は利用を中止することができる旨を規定はしてあるんですけども、それに沿って、指定管理者のほうには対応をお願いしています。マニュアルに関しては申しわけないですが、特には示させていただいていないのが現状です。

以上です。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 やっぱり夜間の場合、女性1人で誰もいない空間の中において、誰かが訪ねてきて、どうしていいか難しいときの対応というのはぱっと出ないと思うんですね。できればそういうときの対応も協力していただければと思います。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第29号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について補足説明ございますでしょうか。

部長。

○三原市民生活部長 補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○北地委員長 それでは、質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで説明員の交代に入ります。暫時休憩いたします。

13時44分 休憩

13時49分 再開

○北地委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。それでは、引き続き、日程第7、議案第22号大竹市漁港管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明の説明ございましたけども、執行部において補足説明のほうはいかがでしょうか。

部長。

○山本建設部長 補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○北地委員長 それでは、質疑を求めます。

賀屋委員。

○賀屋委員 現在、漁港内の占用ですね、これはどういったものが主にあって、またどういう方が占有者になっているのかというのを、大体わかればまずお願いしたいんですが。

○北地委員長 小田副参事。

○小田建設部土木課副参事 漁港についての御質問です。

漁港は阿多田漁港と玖波漁港しかありません。占用物は、カキの加工場とか、そういったものです。貸付者はですね、漁業協同組合に貸し付けているという形になっております。阿多田漁業協同組合、玖波漁業協同組合ということになっております。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ということは、例えば個人的な申請、個人が占用物を申請して、許可になっているようなものとかいうのはないということではないですかね。

それと、工作物の設置を目的とする占用にあつては最長3年を10年に改めるということですけども、10年というのはかなり長いように思うんです。また、10年たてば随分人も変わってくるでしょうね。例えば占用申請をしておってもその人が10年間管理をしながらちゃんと次の継続に向けての申請手続きをしてくれるかどうか、そういうところも含めて10年というのには余りにも長いように思うんですが、それを半分の5年にするとか、そういう考えはないんでしょうか。

○北地委員長 小田副参事。

○小田建設部土木課副参事 まず、先ほど漁業協同組合というお答えしましたが、細かくいえばですね、当然電柱とかも立ってますので、そういった部分で他の貸付者というのもおります。

次に、10年、今、占用許可の有効期間を最長3年から10年に変更するということが、10年はかなり長いと。一般的に5年というのもありますけど、現在、国において、10年に変更していく方向性が示されており、全国的に動こうということがありますので、これは将来的な漁港の経営的なども、視点も入っているかなと考えておりますので、10年ということではさしていただきたいという考えはございます。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 それは将来的なこともあるということですけども、将来も漁港もマリーナの運用をしていきたいということもあるんでしょうけども、そうなると水域占用ですね、プレジャーボートであるとか遊漁船であるとかそういう部分も含めて占用物として10年の期間を設けるんだということなのかもしれませんけども、先ほど言いましたように10年というのが例えばプレジャーボートなり持っておられる方が既に高齢の方が多いいんだけれどと思うんですが。今持っている方をどう整理するかという話になると、高齢の方が今から先10年、管理できるかということもあるんで、そのあたり、全国的にはそういう方針なんではと思うんですけども、実態をもう少し考えていただいて、できるだけ実態に沿うような期間にするべきではないかと思うんですが、これは県のほうにでも相談してもらえればと思います。要望。

○北地委員長 それでは一応要望ということでよろしく申し上げます。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第8、議案第31号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

これについて補足説明はございますでしょうか。

部長。

○山本建設部長 補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○北地委員長 それでは、質疑を求めます。質疑はいかがでしょうか。

賀屋委員。

○賀屋委員 説明では南栄24号線、南栄25号線、南栄26号線という部分ですね、そのほかにもあったと思うんですけど、わかりませんが、過去の宅地開発でできた道路を今回認定するということですが、ほかに漏れはないのでしょうか。他にもね、同じような状況の中で認定をされずに団地の道路としてね、事実上公の道路になっているという部分があると思うんですけど、この際これが全てということなのか、それともまだ残っているのがあって、今後も認定をしていくという計画があるのか、そのあたりの見解を伺います。

○北地委員長 小田副参事。

○小田建設部土木課副参事 まず1点目、漏れがないかどうかという質問でございますが、現時点ではですね、かなり数年前までさかのぼってやっておりますが、まだ幾つか認定に上げられてないところもあろうかという認識を持っております。今後順次、調査して、市道認定を上げさせていただければと考えております。

以上でございます。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 現在、市道認定されてないところについては、既に公の道として市が管理されてるところも当然あるでしょうし、私道のままにされておって、市のほうに寄附はされてないという部分もあって、それは寄附の要件に合っていないながらそのことがされていないということもあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺も含めて全体的に調査もして、できるだけ市道認定ができるようにしていくという、考えであるということではないでしょうか。

か。

○北地委員長 課長。

○古賀土木課長 委員おっしゃられます私道路については、現段階では考えておりません。

あくまでも建築基準法での位置指定道路、開発道路などによって拡張されたり整備されたものの中でごく小規模なものなどが認定されてない状態というのが現在何本かあります。そういった道路を随時予算の範囲内で認定し、測量し台帳をつくって、供用開始等の区域決定をさせていただきたいという思いで今回、議案として出させていただいているところでございます。

また、補足しますと、統計とか全部調べたわけではないんですけども、私道の寄附受給に関する要綱が、ありますけれども、経験の中でいいますと、今寄附を希望されておっても要件を満たさないものというのが幾らかあるという認識はしております。要件を満たすものについてはできる限り受けております。要件を満たすけれども意思がないものというものも存在はしますけれども、御希望される場合において、要件を満たせば受けさせていたでいるということで説明させていただきたいと思えます。

○北地委員長 賀屋委員。3回目です。

○賀屋委員 道路位置指定を受けた道路も含めてそれは今後調査をして認定をしていくということですが、道路位置指定で行きどまりのような形で、そうはいつでも位置指定は受けているわけですから、一番奥には回転場もあって、構造的にも道路として認定ができるのであればそれは認定していくという解釈でよいでしょうか。最後ですから。

○北地委員長 古賀課長。

○古賀土木課長 位置指定道路でかつ底地が大竹市に帰属しておるものに限りましては、できる限り認定をしていきたいとは考えておりますが、ただ、それこそ本当に短い路線を全てやっていっていいのかどうかというところは、まだ悩みどころではないかと思っております。現段階では例えて言えば通り抜けのできる道路とか、そういった使用頻度の高いものについてをターゲットとして取り組んでまいりたいと考えておる所存です。

○北地委員長 他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

続きまして、日程第9、議案第24号大竹市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

補足説明のほうはいかがでしょう。

部長。

○山本建設部長 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○北地委員長 では、質疑を求めます。

藤川委員。

○藤川委員 済みません、私もここ楽しみにしているので、細かいことをお聞きするようになりますが、まず使用できる時間何時から何時までなのか、それといろいろ調べていただいてこの料金設定していると思うんですが、1,600円は少し高いように思うのですが、どうお考えなのか。

次に、バーベキューができるセット等のレンタルをするのか。炭等の販売はするのか。

次に、デイキャンプ場の使用料は1区画1回につき1,600円ですが、それ以外の場所の展望台とか、あとあずまやの付近にも少し広いところがあります。そういう場所の公園利用者や遊具で遊ばれている子供たちとかが例えばごさをひいてデイキャンプ場でランチをするなどの場合、それはフリーで利用できるのか。フリーで炊事棟を使っていいのか、そういう問題が出てくると思うんですね。

もう1点。カキまつりだとかですね、例えば釣りをした方が炊事棟を使う可能性も出てくるんじゃないかなど。魚を釣ってあそこで料理等をする。そういうごみの問題はどうか。

本市ではやってないんですが、ほかの市町のキャンプ場はですね、よくその市の指定のごみ袋を販売しているところが多いんですよ。そういうのも案として頭に入れていただければと思います。

済みません、お願いします。

○北地委員長 たくさんございましたけども。

岬課長補佐。

○岬都市計画課課長補佐 まず、利用時間ですけども、午前9時30分から午後5時までの利用時間を考えております。

次にですね、料金設定の根拠なんですけども、2つの考え方によって算出をしております。まず、大竹市では、公の施設の使用料のあり方について、決まりがありまして、その考え方による算出と、2つ目は周辺の同種施設のバランスを見ながら考慮した料金を設定しております。

公の施設の使用料のあり方ではまず、施設の維持管理費用にかかる費用に想定される年間の使用日数で割って算出する方法でございます。施設の維持管理費にかかる経費とは、賃金、需用費、役務費、修繕費などが規定されております。今回のデイキャンプ場では、10区画で50万円弱を想定しております。また利用日数を30日程度で算出しますと、1,600円となりました。

次に、周辺の同種施設として、大竹市の川真珠貝広場、岩国市の愛宕スポーツコンプレックス、廿日市市の岩倉ファームパークキャンプ場、広島県立もみのき森林公園、東広島市の福富ダムの周辺にある、湖畔の里福富ですね、こちらを参考にさせていただきました。各施設ですね、料金単位が区画当たり、人当たり、時間当たりと異なるため、駐車場代金なんかも踏まえまして8時間程度4人もしくは6人が利用した場合の料金を参考としました。4人で利用した場合の使用料の平均が約1,500円、6人で利用した場合の平均が約1,700円でしたので、1,600円を妥当と判断してこの設定にさせていただきます。

次に、バーベキューセットのレンタルなんですが、そういったものの貸し出しは考えておりません。

次に、デイキャンプ場のサイト以外の場所でのバーベキューの利用などについては、基本的にというか、バーベキューの利用はデイキャンプ場の利用者のみということで規制をしたいと思います。お弁当を広げるとか火器を使わないものに関しては、ほかの場所で特に禁止する予定はありません。

また、デイキャンプ場の炊事棟の利用で、釣り客とかほかの利用者が入ることに関してはですね、一応デイキャンプ場のサイトには、許可を得た人しか入ってはいけないというようなルールで運用をしようかと思っております。

ごみに関してはですね、基本的には各自で持ち帰っていただくような形をとりたいと思います。ただし、燃やした炭とかですね、そういったものは灰捨て場を設けておりますので、そこに入れてもらって、それをまとめて大竹市で処分するような考えでおります。

以上です。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 済みません、たくさんの質問に回答していただきありがとうございます。

利用時間は9時30分から午後5時まで。何か午後5時というのは早いような気がするんですが。

済みません、今時間を聞いて思ったんですが、明かりですよ、ついているのかももう一回確認と、あと、午後5時、私が今、デイキャンプ場ができるに当たっていろんな方に言っていくと、利用したいナンバー1にですね、阿多田島に釣りに行って帰りにここに寄ってそこでバーベキューがしたいと、となると帰ってくるのが午後4時過ぎなんですよ。そうなるほとんどバーベキューができない、そういう利用方法を考えている方もいるので、利用時間を少し検討していただければと思います。

ごみについては、私もよく、大竹市でもキャンプ等するんですが、本市以外でキャンプをして、指定のごみ袋を買って、そこに置いて帰らせていただけるというのは、すごいありがたいことがあったので、ぜひ御検討していただければと思います。

済みません、以上です。

○北地委員長 要望ですか。

○藤川委員 要望です。

○北地委員長 要望ですか。はい。

他に質疑はございませんでしょうか。

賀屋委員。

○賀屋委員 使用料の1,600円の根拠を説明していただきましたけれども、皆様に利用していただくためによその場所よりも安く、別にそこで少し赤字になっても問題ないんじゃないかと思うんですが。赤字にならんようにどうしてもしなくてはいけないのであれば、かかった経費を全部それにかけるようになるので、そうするととてもじゃない高い使用料になってくるんだろうと思うんです。そうじゃなしに、あそこが順番待ちで、なかなかとれんよね。というぐらい人気を博してもらえるようにするためには、やっぱり安くするべきじゃないかと思うんですが、その辺をもう一回検討していただきたいのですが。

それともう1点は、デイキャンプ場でバーベキューをする方はいいんですが、そのへりに寄るとすごくいいにおいがしてどうしようもないねということで、そういう方のためにキッチンカーですよ、いろんな料理をつくって車で売る商売があるんですけども、そういうキッチンカーの利用を、募集して何台ぐらい来られるかわかりませんが、それこそ、そういうキッチンカーのほうから、使用料等として徴収して、それを充てるような形にして、デイキャンプ場の使用料は安くしてあげると、そのほうが皆さん喜ぶんじゃないかと思うんですけども、そのあたりどうでしょうか。キッチンカーの考え方は今、持っかってかどうか。これ管理上の問題なるかもわかりませんが。

○北地委員長 実本課長補佐。

○実本都市計画課課長補佐兼計画整備係長 使用料の件です。負担が少し大きいんじゃないかということなんですけども、基本的にですね、先ほどお話ししたように、公の施設の使用料のあり方についてという中でですね、整備につきましてはですね、大竹市のほうで負担させていただいておるんですけども、利用者の負担として、維持管理の部分につきましてはですね、大竹市で金額を想定させてもらって、利用者の人数で割り戻しをしてですね、先ほど言った金額にさせていただいていますので、基本的には利用者で1区画あたりの金額を1,600円で負担していただいて、たくさん的人数が来てくれればですね、それだけ1人当たりの単価も下がりますので、これで設定させていただきたいと考えております。

以上です。

○北地委員長 山田課長。

○山田都市計画課長 賀屋委員の御提案のキッチンカーの件でございます。

当該公園で、そういうキッチンカーの利用ができないかということについてなんですが、公園の使用料とかの関係ございますので、今考えておりますのは試験的にですね、1回募集等をしてみて、どれぐらいの利用、ニーズがあるのかというのを把握しながらですね、今後、対応していきたいと考えております。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 できるだけ使われる方が喜んでいただけるように、今の使用料のこととあわせてサービスとして検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○北地委員長 他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。
続きまして、討論に入ります。
本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。
これより本件を採決いたします。
本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第10、議案第25号大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

補足説明のほうはございませんか。
部長。

○山本建設部長 補足説明ございません。よろしく御審議お願いいたします。

○北地委員長 それでは、質疑を求めます。

中川委員。

○中川委員 今回の改正で連帯保証人を要しないことにするということですが、その場合のですね、家賃とかの徴収ができなかった場合にどうするのか。今まで徴収できなかった方は保証人からいただいていたのかどうかというのを伺いたい。

それともう一つは現在の収納率とかがわかればあわせてお聞きをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○北地委員長 讃井主幹。

○讃井都市計画課主幹兼建築住宅係長 今までの保証人への請求等についてなんですけれども、これは現状も年間に数件ございます。みんなというわけではなく、ある程度特定の人になりますけれども。保証人に対して請求というか、お願いをさせていただいている事例は多々ございます。

また、現在の収納率なんですけれども、現状、最新でいきますと99.7%という収納率でございます。ただ、保証人から実際に徴収するまでに至ることは、なかなかそんなにはなく、実際には保証人をお願いすることによって徴収ができているという事例は少なからずはこれがございます。

以上です。

○北地委員長 中川委員。

○中川委員 単身の高齢の方がたくさんふえていて、住むところがないということが市営住宅に頼られる方が多いと思うんで、大変な苦労があると思うんですが、しっかりと徴収をできるようにお願いしたいと思います。

要望です。よろしく願いいたします。

○北地委員長 他に質疑はございませんでしょうか。

賀屋委員。

○賀屋委員 これは前から要望もあつたりした件だと思うんですが、この時期に広島県から一斉にこういう指導があり、保証人が要らないということになったんでしょうか、それがまず1点と。

それと、さっき中川委員も心配されておりましたけれども、高齢で単身の入居者で、不幸にも、そこでお亡くなりになるとかですね、そういうことも、過去にもあつたかと思うんですが、そういう事態があつたときに、後片づけとかですね、そういったものを含めて、保証人が、今度はないわけですから、身寄りの方もいないという場合もあるんじゃないかと思うんですが、そういうことを想定してどう対応していくことになっているのか、そのあたりお考えを持ってれば伺いたいのですが。

○北地委員長 讃井主幹。

○讃井都市計画課主幹兼建築住宅係長 まず、今回改定となりました状況なんですけれども、これは民法改正が一番大きなところでございます。当時の請願のときの民法改正のことについて触れておりましたけれども、あの後に民法が改正され、令和2年4月1日から、施行されるということでございます。そういう中ですね、もともと総務省から国土交通省に対して住宅確保要配慮者に対してきちんとそういう対応しなさいというのが出まして、それを受け、国土交通省から、民法改正に伴う中で公営住宅管理標準条例も平成30年3月に改正され、通達がありました。それに基づき、県内一斉ではなく全国的に、民法改正がこの債権の部分についても百何十年ぶりに改定されたということで、条例はどこの市町も基本的には改正しないといけない。保証人をつける場合であれば極度額を定め、それが無いとその保証人としての効力がないということになります。そういうところで大竹市においても改定が必要となりました。

県内の状況ですが、市においてはもう既に改定されて保証人を要しないとしたところ、それから保証人を残したところもございます。県内の市レベルでは多くのところが保証人を要しないとしますのですけれども、広島県が先行して保証人を要しなくしますという話の中でそういうふうになりまして、でも県内だけでいうと、正直半分はですね、保証人は残すと。ネットの情報ですと、他も改定はこの時期になると思うんですけれども、やっぱりまだまだ半分以上のところは残す状況になるんでしょうが、大竹市においてはですね、大竹市営住宅審議会の審議も経ていわゆるこの法の趣旨というか、標準条例の改定の趣旨なんですけれども、やはり今おっしゃるように単独の高齢者であるとか、保証人はつけられない方に対してセーフティーネットと言われる最後のとりでと言われるのが公営住宅ですけれども、そういうものに対して保証人を求めるということによって入れなかったという事例をなくす方向でやるのが、必要という考えに基づいて改定したというのが現状でございます。県内、市町によってやはり考え方は異なるところはございます。

続きまして、今後新たに入ってくる方に単身の方も入りやすくなるというところでどういう対応になるかということなんです、この国土交通省の通達の中にも保証人をつけることの義務づけが削除され、緊急時の連絡先の提出を新たに記入するようになっているん

ですけれども、大竹市としてもですね、保証人はあくまで緊急連絡先ではないんですけれども、保証人が実際には債務の保証も引き受けましたし、緊急連絡なども受けているというのは事実なんですけれども、今後は保証人のかわりに緊急連絡先というものを記入していただいて入居していただくという形をとろうと思います。

実際に、亡くなった場合とかについては、まず連絡は、原則は親族とかいう形になると思うんですけれども。いない場合に保証人という流れも当然あったんですが、今後そこは緊急連絡先という形で記入していただいてそれで対応していくという予定でございます。

以上です。

○北地委員長 よろしいですか。

賀屋委員。

○賀屋委員 済みません、もう1点。民間の賃貸では日本保証協会などに加入をすることによって保証人が要らないということがあると思うんですが、公営住宅の場合は全く必要ないですかね。関係ないというか、そう捉えているんですか。そのあたりを。

○北地委員長 讚井主幹。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 以前ですね、保証について、民間の保証会社に、賃貸についてはそういうところでやっているところ多いんですけれども実際には、御連絡したことはございます。2年前のころなんです、そういう御相談をさせていただいて、民間の保証会社の保証人の場合だったら家賃の何%とかいう形で保証を引き受ける方法などがございました。ただ、公営住宅の場合、家賃が一般の民間の家賃と大分違うとか、応能家賃でございまして、その辺の設定の仕方どうするかというのは一度、全保連株式会社とか、そういうところにお話しさせていただいたんですけれども、なかなかどういう形で、会社も利益上げていかないといけないので、一部分だけを保証するとかいう形でやっていけるんだっただけかもしれないというのが2年前ぐらいの状況でした。ただ、全国的な事例でいいますと、保証の協会とかそういうところに出しているところもございまして、県内もまだはつきり未確定ではございますけれども、あくまで先ほど言った残すところですね、残すところに関しては一般の個人としての保証人を求めるところと、個人または法人、債務保証会社、NPO法人とかそういうところの保証でもいいという形でやろうとしている自治体も見られます。大竹市では保証人を要しないとするので、基本的にもう関係なくなるところもあるんですけれども、そういう対応を考えていらっしゃる自治体もあるということでございます。

以上です。

○北地委員長 よろしいですか。他に質疑はございませんでしょうか。

和田委員。

○和田委員 1点だけ。保証人をつけない場合ですね、入居の際に敷金をもう1カ月か2カ月余分にもらうわけにはいかないんですかね。

○北地委員長 讚井主幹。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 敷金の考え方なんですけれども、これはあくまで、民間では敷金・礼金というのも昔よく言われておりましたけれども、敷金はあくまでおつ

しゃるように入居したときの家賃の何カ月分を充てるという形にはなってくるんですけども、これは3カ月で大竹市はやっておりまして、標準的にも大体そんな感じであるという中で、そこを敷金をふやしてどうこうするとの考えはしておりません。条例上も敷金分を3カ月たったら一応処理ができるという形になっておりますので。負債を抱えている方の分から敷金をとっていくことは実際できるんですけども、それぐらい滞納している人がいらっしやったら、最終的には訴訟等とやっぱり対応してくというのが今後はふえてくるやもしれないという状況です。ですので、敷金をふやしてとかいうのは考えておりませんし、多分どこの自治体でも原則標準的なものでやっていると思われまます。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんでしょうか。

日域副委員長。

○日域委員 1つ教えてほしいんですが、規約とかのことじゃなくて、身寄りのない方が亡くなられたりするじゃないですか、そのときに保証人の方が、家賃の保証も含めて、あと、何かとお願いというか相談しているみたいですが、保証人がなくて実際問題として誰かが亡くなられて、緊急連絡先の方が、友人だったり、親戚だったり、関係はさまざまだと思いますけども、その方に後片づけなどの費用ってやっぱり負担を求めるものなんですか。もちろん法的に義務があってもなくても、私が払うんだって言う人もいるでしょうし、いや、私に言われても困るよと言う人もいるでしょうし、さまざまなんだろうけど、実際にそういうことは現実にあるのかなと思いますけど、大竹市におけるですね、標準的な対応の仕方があったら教えてほしいなと思います。

○北地委員長 讃井主幹。

○讃井都市計画課主幹兼建築住宅係長 いろんな部分おっしゃるとおりなんですけれども、保証人が、そういう場合で対応していただくための担保になっていたのも現状でございませす。大竹市の原則論でいいますと、身寄りが無いというのがどこまでかというのがあるんですけど、まずはその方の親族に御連絡をするというのが原則でして、そういう形で親族の方に連絡して、親族の方に対応をしていただいて、退去手続をやっていただいて、退去検査して退去という形になります。確かに長引いている方とか、いろいろな方も実際いるんですけども、大竹市では原則としてはまずは保証人ではなくて、保証人はあくまで債務の保証ですので、ただ債務の保証以外でも役立ってた面があるんですけども、原則は親族の方などに対応していただきます。

今後新たに、保証人を要しないこととしたときには、ほかの自治体では緊急連絡先を原則親族にするとか何親等までにするとかいう自治体もあるようございませすけれども、大竹市では明確には今できてはないんですが、もし緊急連絡先が、友人だった場合どうなのかというのはあるんですが、当然そういう方も活用させていただいて、さらには親族等にも連絡をして、今後も運用していくというところはベースかなとは思っております。

以上です。

○北地委員長 他に質疑は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで説明員の交代がありますので、暫時休憩をいたします。

14時29分 休憩

14時30分 再開

○北地委員長 それでは、引き続きまして、日程第11、議案第23号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

補足説明のほうはいかがでしょうか。

部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 特にごございませんので、よろしくお願ひいたします。

○北地委員長 それでは質疑を求めます。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

それでは、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第12、議案第33号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

補足説明のほうはいかがでしょうか。

部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長　ございませんので、よろしくお願いいたします。

○北地委員長　質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長　質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長　討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長　御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第13、議案第34号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明のほうはいかがでしょう。

部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長　ございませんので、よろしくお願いいたします。

○北地委員長　それでは、質疑をお願いいたします。

議長。

○細川議長　済みません、じゃ、1点だけ教えてください。

債務負担行為の補正ですが、認知症初期集中支援推進等に要する経費ということで、これ何か国の計算式が変わったような御説明があったように思うんですけども、この辺ももう少し説明いただけるとありがたいんですが、お願いいたします。

○北地委員長　佐伯課長。

○佐伯地域介護課長　おっしゃられましたように、国の基準が変わったというか、負担する基本額が増額になったというものでございます。この経費ですけど、認知症初期集中支援チームと、認知症地域支援推進員という、地域で認知症に関する普及を図る専門職とかそういったところに係る経費に、この2本立てになっているところなんですけど、後で申しました認知症地域支援推進員というところについて、昨年6月に認知症施策推進大綱が国の閣議で決定をされまして、それに基づいて認知症の施策をより進めていくというところで基準が変更されたことに伴い、新年度から国の基本額が増額になったものでございます。

以上です。

○北地委員長　議長。

○細川議長　それはこの認知症地域支援推進員の方にかかわるということですか、人数がふえたとか。ごめんなさい、制度をよく知らなくて聞いています。多分、玖波地区の大竹市

認知症対応玖波地区地域包括支援センターに関する分だとは思いますが、高齢化する中でなかなか大変なことを引き受けていただいているとは思いますが、何かスタッフが増員になるとか、そういう形で目に見えてというようなことになってくるのか、おしえてください。

○北地委員長 佐伯課長。

○佐伯地域介護課長 人数につきましては、各自治体の実情に応じて設定をされます。大竹市の場合も複数、研修を受けて資格を持っている方もいらっしゃいますが、実際としては1人の方がほかの業務と兼ねながら動いてらっしゃるところです。新年度予算にかかわることではございますが、こちらの考えとしましては、研修を受けられて資格を持たれる方をふやして実働の人数をふやしながら、認知症の施策を進めていきたいとは考えております。

以上です。

○北地委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。ありませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 では、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。お世話になりました。ありがとうございました。

14時36分 閉会